

会社法第 803 条第 1 項に基づく事前開示書類
(株式移転に関する事前開示書類)

ジーエルサイエンス株式会社

2024年6月10日

株式移転に関する事前開示事項

ジーエルサイエンス株式会社
取締役社長 長見 善博

ジーエルサイエンス株式会社（以下「ジーエルサイエンス」といいます。）及びテクノクオーツ株式会社（以下「テクノクオーツ」といいます。）は、2024年10月1日をもって、共同株式移転（以下「本株式移転」といいます。）の方法により、両社の完全親会社となるジーエルテクノホールディングス株式会社（以下「共同持株会社」といいます。）を設立し、経営統合を行うこと（以下「本経営統合」といいます。）について合意し、2024年5月10日両社は、取締役会における決議に基づき、共同して株式移転計画（以下「本株式移転計画」といいます。）を作成いたしました。

本株式移転に際して、会社法第803条第1項第及び会社法施行規則第206条に定める開示事項は以下のとおりです。

1. 株式移転計画の内容

株式移転計画の内容は、別添1「株式移転計画書（写し）」をご参照下さい。

2. 会社法第773条第1項第5号及び第6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

(1) 株式移転対価の総数及び割当の相当性に関する事項

両社は、本株式移転による共同持株会社の設立に際し、両社のそれぞれの株主に対し割当て交付する共同持株会社の普通株式の割当比率（以下「株式移転比率」といいます。）を以下のとおり決定し、これを相当と判断いたしました。

① 株式移転に係る割当ての内容

	ジーエルサイエンス	テクノクオーツ
株式移転比率	1.00	2.10

(注1) 本株式移転に係る株式の割当ての詳細

ジーエルサイエンスの普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式1株を、テクノクオーツの普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式2.10株をそれぞれ割当て交付する予定です。なお、本株式移転により、両社の株主に交付しなければならない共同持株会社の普通株式の数に1株に満たな

い端数が生じた場合には、会社法第 234 条その他関連法令の規定に従い、当該株主に対し 1 株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いいたします。ただし、上記株式移転比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社協議の上、変更することがあります。

(注 2) 共同持株会社が交付する新株式数 (予定)

普通株式 : 18,379,715 株

上記は、ジーエルサイエンスの発行済株式総数 11,190,000 株 (2024 年 3 月 31 日時点)、テクノオーツの発行済株式総数 3,900,000 株 (2024 年 3 月 31 日時点) に基づいて算出しております。なお、ジーエルサイエンス及びテクノオーツは、それぞれ、本株式移転の効力発生までに、現時点で保有し又は今後新たに取得する自己株式のうち実務上消却可能な範囲の株式を消却することを予定しているため、ジーエルサイエンス及びテクノオーツが 2024 年 3 月 31 日時点でそれぞれ保有する自己株式 (ジーエルサイエンス : 930,260 株、テクノオーツ : 33,345 株) については共同持株会社の株式の割当てがなされることは予定しておりません。ただし、本株式移転の効力発生日までに実際に消却される自己株式数は現状において未確定であるため、共同持株会社が発行する上記新株式数は変動することがあります。

(注 3) 共同持株会社の単元株式数及び単元未満株式の取扱いについて

共同持株会社の単元株式数は、100 株といたします。

なお、本株式移転により 1 単元 (100 株) 未満の共同持株会社の株式の割当てを受ける両社の株主の皆様につきましては、かかる割当てを受けた株式を東京証券取引所その他の金融商品取引所において売却することはできませんが、そのような単元未満株式を保有することとなる株主の皆様は、会社法第 192 条第 1 項の規定に基づき、共同持株会社に対し、自己の保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。また、共同持株会社の定款において、共同持株会社に対し、自己の保有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる旨の規定を設ける予定であるため、会社法第 194 条第 1 項及び定款の規定に基づき、共同持株会社に対し、自己の保有する単元未満株式の数と併せて 1 単元となる数の株式を売り渡すことを請求することも可能です。

② 株式移転比率の算定根拠等

ア. 割当ての内容の根拠及び理由

本株式移転における株式移転比率の公正性とその他本株式移転の公正性を担保するため、ジーエルサイエンスは、ファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として三菱 U

F Jモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「三菱UF Jモルガン・スタンレー証券」といいます。）を、法務アドバイザーとしてTMI総合法律事務所を選定しました。一方、テクノクオーツは、ファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として大和証券株式会社（以下「大和証券」といいます。）を、法務アドバイザーとしてシティニューワ法律事務所を選定しました。両社は、それぞれの第三者算定機関より、2024年2月8日付で株式移転比率に関する算定書を取得しております。

両社は、各社のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関から提出を受けた株式移転比率の算定結果及び助言、並びに、各社の法務アドバイザーからの助言に加え、両社それぞれが相手方に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果、両社の財務状況、業績動向、株価の動向等の要因をそれぞれ総合的に勘案した上で、株式移転比率について慎重に検討し、両社間で交渉・協議を重ねた結果、最終的に上記（1）①記載の株式移転比率が妥当であるとの判断に至り、2024年2月9日付の「ジューエルサイエンス株式会社及びテクノクオーツ株式会社の共同持株会社設立（共同株式移転）による経営統合に関する基本合意書の締結について」で公表しましたとおり、同日に開催された各社の取締役会において株式移転比率を決定し、基本合意書（以下「本基本合意書」といいます。）において合意いたしました。

また、両社は、株式移転比率の算定の基礎について、本基本合意書の締結後、株式移転比率に影響を及ぼすような重大な変更がないことを確認し、2024年5月10日付の本株式移転計画においても、株式移転比率に合意しております。

イ. 算定に関する事項

（i）算定機関の名称並びにジューエルサイエンス及びテクノクオーツとの関係

ジューエルサイエンスの算定機関である三菱UF Jモルガン・スタンレー証券及びテクノクオーツの算定機関である大和証券は、いずれもジューエルサイエンス及びテクノクオーツの関連当事者には該当せず、本株式移転に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

（ii）算定の概要

三菱UF Jモルガン・スタンレー証券は、ジューエルサイエンス及びテクノクオーツについて、両社の株式が金融商品取引所に上場しており、それぞれの市場株価が存在することから市場株価分析を、また両社には比較可能な上場類似企業が複数存在し、類似企業比較分析による株式価値の類推が可能であることから類似企業比較分析を、加えて将来の事業活動の状況を評価に反映するため、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー分析（以下「DCF分析」といいます。）をそれぞれ採用し、算定を行いました。

市場株価分析については、2024年2月8日を算定基準日とし、東京証券取引所にお

ける算定基準日の終値並びに算定基準日までの1か月間、3か月間及び6か月間の各取引日における終値の単純平均値を採用しております。

DCF分析における、価値算定の際には、両社が算定目的で使用することを了承した、ジーエルサイエンス及びテクノオーツの経営陣より提示された財務予測における収益や投資計画、ジーエルサイエンス及びテクノオーツに対するデュー・ディリジェンスの結果、その他一般に公開された情報等の諸要素を前提としております。なお、算定の際に前提とした両社の財務予測については、大幅な増減益を見込んでいる事業年度は含まれておりません。

上記各手法における算定結果は以下のとおりです。なお、下記の株式移転比率の算定結果は、ジーエルサイエンスの普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式1株を割当てるとした場合に、テクノオーツの普通株式1株に対して割当てると共同持株会社の普通株式数の算定結果を記載したものです。

採用手法	株式移転比率の算定結果
市場株価分析	1.90～2.08
類似企業比較分析	1.62～2.43
DCF分析	1.55～2.90

(注) 三菱UFJモルガン・スタンレー証券の分析及びその基礎となる株式移転比率の分析は、ジーエルサイエンスの取締役会の参考に資するためだけに同取締役会に宛てたものです。当該分析は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券又はその関係会社による財務上の意見又は推奨を構成するものではなく、ジーエルサイエンス又はテクノオーツの株主に対して、本株式移転への賛同並びに株式の譲渡及び譲受、議決権の行使等の株主権行使、本株式移転に対する同意・その他の関連する事項について意見を述べたり、また、推奨を行うものでもありません。三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、株式移転比率の分析・算定に際し、既に公開されている情報又はジーエルサイエンス若しくはテクノオーツによって提供等され入手した情報が正確かつ完全なものであることを前提としてこれに依拠しており、当該情報の正確性及び完全性につき独自の検証を行っておりません。また、三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、財務予測につき、ジーエルサイエンス及びテクノオーツの将来の財務状況に関する現時点で入手可能な最善の予測及び判断を反映するものとして、ジーエルサイエンス及びテクノオーツの経営陣によって合理的に用意・作成されたものであることを前提としております。三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、ジーエルサイエンス、テクノオーツ及びそれらの関係会社の資産及び負債（偶発債務を含みます。）に関して独自の評価・査定を行っておらず、また評価・査定の提供を一切受けておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。三菱UFJモルガン・スタンレー証券の分析は、株式移転比率算定書の算定基準日現在における経済、金融、市場、その他の状況を前提としており、かつ、同日現在において三菱UFJモル

ガン・スタンレー証券が入手している情報に基づくものです。同日以降に発生する事象が三菱UFJモルガン・スタンレー証券の分析及び株式移転比率算定書の作成に用いられた前提に影響を及ぼす可能性はありますが、三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、株式移転比率算定書及び分析を更新、改訂又は再確認する義務を負うものではありません。加えて、株式移転比率算定書の作成及びその基となる分析は、複雑な過程を経ており、必ずしも部分的な分析や要約した記載に適したものではありません。本書で記載されている特定の分析に基づく評価レンジを、ジーエルサイエンス又はテクノクオーツの実際の価値に関する三菱UFJモルガン・スタンレー証券による評価であると捉えることはできません。

他方、大和証券は、ジーエルサイエンス及びテクノクオーツが金融商品取引所に上場しており市場株価が存在することから市場株価法を、また将来の事業活動の状況を評価に反映する目的から、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）を採用し、算定を行いました。

市場株価法においては、2024年2月8日を算定基準日として、東京証券取引所における算定基準日の終値並びに算定基準日から遡る過去1ヶ月間、過去3ヶ月間及び過去6ヶ月間の各期間の終値単純平均値を採用しております。

DCF法においては、両社が作成した財務予測に基づく将来キャッシュ・フロー等を、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価しております。なお、算定の際に前提とした両社の財務予測については、大幅な増減益を見込んでいる事業年度は含まれておりません。

上記各手法における算定結果は以下のとおりです。なお、下記の株式移転比率の算定結果は、ジーエルサイエンスの普通株式1株に対して、共同持株会社の普通株式を1株割当てする場合に、テクノクオーツの普通株式1株に対して割当てる共同持株会社の普通株式数の算定結果を記載したものです。

採用手法	株式移転比率の算定結果
市場株価法	1.90～2.08
DCF法	1.72～2.41

ウ. 上場廃止となる見込み及び共同持株会社の上場申請等に関する取扱い

ジーエルサイエンス及びテクノクオーツは、新たに設立する共同持株会社の株式について、東京証券取引所にテクニカル上場を行う予定であります。上場日は、2024年10月1日を予定しております。また、ジーエルサイエンス及びテクノクオーツは本株式移転により共同持株会社の完全子会社となりますので、共同持株会社の上場に先立ち、2024年9月27日にそれぞれ東京証券取引所を上場廃止となる予定であります。なお、上場廃止の期日につきましては、東京証券取引所の各規則により決定されます。

エ. 公正性を担保するための措置

ジーエルサイエンスは、テクノクオーツの支配株主であり、また、テクノクオーツはジーエルサイエンスの子会社であるため、本株式移転はテクノクオーツにとって支配株主との重要な取引等に該当することから、本株式移転の公正性を担保するために、以下の措置を講じております。

(i) 独立した第三者算定機関からの算定書の取得

本株式移転の公正性・妥当性を担保するため、上記②アに記載のとおり、各社から独立した第三者算定機関として、ジーエルサイエンスは三菱UFJモルガン・スタンレー証券を、テクノクオーツは大和証券をそれぞれ選定し、本株式移転に用いる株式移転比率の合意の基礎とすべく株式移転比率算定書を受領しております。なお、各社は、いずれも上記第三者算定機関より、株式移転比率がそれぞれ株主にとって財務的見地より妥当である旨の意見書（いわゆるフェアネス・オピニオン）を取得しております。

(ii) 独立した法律事務所からの助言

本株式移転の公正性・妥当性を担保するため、各社は、各社から独立した法務アドバイザーとして、ジーエルサイエンスはTMI総合法律事務所を、テクノクオーツはシテューワ法律事務所をそれぞれ選定し、それぞれ本株式移転の方法及び意思決定の方法・過程等についての助言を受けております。なお、TMI総合法律事務所及びシテューワ法律事務所は、各社の関連当事者には該当せず、本経営統合に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

オ. 利益相反を回避するための措置

ジーエルサイエンスはテクノクオーツの発行済株式総数（自己株式を除く。）の 65.74%（2024年3月31日現在）の株式を保有しております。ジーエルサイエンスは、テクノクオーツの支配株主であり、また、テクノクオーツはジーエルサイエンスの子会社であるため、本株式移転はテクノクオーツにとって支配株主との重要な取引等に該当することから、本株式移転の公正性を担保するために、以下の措置を講じております。

(i) テクノクオーツにおける利害関係を有しない特別委員会からの答申書の取得

テクノクオーツの取締役会は、2023年11月21日、本経営統合に係るテクノクオーツの意思決定に慎重を期し、①テクノクオーツの取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保するとともに、②テクノクオーツの取締役会による本経営統合を行う旨の決定がテクノクオーツの少数株主にとつ

て不利益なものでないことを確認することを目的として、ジーエルサイエンス及びテクノクオーツと利害関係を有さず、テクノクオーツの社外取締役であり東京証券取引所に独立役員として届けている石川和弥氏、谷口茂樹氏及び森田岳人氏の3名から構成される特別委員会（以下「テクノクオーツ特別委員会」といいます。）を設置しました。テクノクオーツ特別委員会の委員は、設置当初から変更しておりません。また、テクノクオーツ特別委員会は、委員間の互選により、特別委員会の委員長として、石川和弥氏を選定しております。

テクノクオーツの取締役会は、テクノクオーツ特別委員会に対して、(a) 本経営統合の目的の正当性・合理性（本経営統合がテクノクオーツの企業価値の向上に資するかを含みます。）、(b) 本経営統合の条件（共同株式移転又は株式交換が実施される場合には、株式移転比率又は株式交換比率を含みます。）の公正性・妥当性、(c) 本経営統合において、公正な手続を通じたテクノクオーツの少数株主の利益への十分な配慮がなされているか、(d) 上記(a)から(c)を踏まえて、本経営統合は、テクノクオーツの少数株主にとって不利益なものではないと考えられるか（以下(a)から(d)を総称して「テクノクオーツ諮問事項」といいます。）について諮問いたしました。

なお、テクノクオーツの取締役会は、テクノクオーツ取締役会における本経営統合に関する意思決定にあたっては、テクノクオーツ特別委員会の意見を最大限尊重して行うものと決議しました。具体的には、テクノクオーツ特別委員会が本経営統合をテクノクオーツの少数株主にとって不利益なもの判断した場合には、テクノクオーツ取締役会は本経営統合の推進・実施を決定しないものとするを併せて決議しております。

また、テクノクオーツ取締役会は、テクノクオーツ特別委員会に対し、(a)テクノクオーツ特別委員会が必要に応じて取引条件等について交渉（テクノクオーツ及びそのアドバイザーを通じた間接的な交渉を含みます。）を行う権限、(b)テクノクオーツ特別委員会がテクノクオーツの費用負担のもと、テクノクオーツ特別委員会のアドバイザーを選任する権限（テクノクオーツの取締役会がその選定を追認したテクノクオーツの法務アドバイザーとしてのシティユーワ法律事務所及びテクノクオーツのフィナンシャル・アドバイザー兼第三者算定機関としての大和証券を事後的に承認する権限を含みます。）、及び、(c) テクノクオーツ及びジーエルサイエンス（それらの役職員を含みます。）より本経営統合の検討及び判断に必要な情報を受領する権限を付与することを決議しております。なお、テクノクオーツ特別委員会の委員の報酬については、その職務の対価として、答申内容にかかわらず、固定額の報酬を支払うものとしてされており、本経営統合の公表や成立等を条件とする成功報酬の支払制度は採用されていません。

テクノクオーツ特別委員会は、2023年12月5日から2024年2月8日までに、合計10回、合計約9時間半にわたって開催したほか、会合外においても電子メール等を通

じて、意見表明や情報交換、情報収集等を行い、必要に応じて随時協議を行う等して、テクノオーツ諮問事項に関し、慎重に検討を行いました。

具体的には、まず第1回の特別委員会において、テクノオーツが選任したファイナンシャル・アドバイザー兼第三者算定機関としての大和証券及び法務アドバイザーとしてのシティユーワ法律事務所につき、いずれも独立性及び専門性に問題がないことから、それぞれをファイナンシャル・アドバイザー兼第三者評価機関及び法務アドバイザーとして承認した上で、テクノオーツ特別委員会としても必要に応じて専門的助言を受けることができることを確認しております。

さらに、テクノオーツ特別委員会は、本経営統合に係る検討に関与するテクノオーツの取締役等につき、ジーエルサイエンスからの独立性が確保されており、利害関係の観点から問題がないことを確認の上、承認しております。

その上で、テクノオーツ特別委員会は、(a) テクノオーツから本経営統合の提案内容、本経営統合の目的・意義及び本経営統合によって見込まれるシナジー等並びにテクノオーツの事業計画の作成経緯及びその内容等についての説明を受け、これらの事項についての質疑応答を実施したこと、(b) ジーエルサイエンスから、本経営統合の目的・意義、本経営統合によるシナジー等、本経営統合のストラクチャー、本経営統合の時期の選定理由及び提案する統合比率についての基本的方針、並びに、本経営統合後のグループの経営方針についての説明を受け、これらの事項についての質疑応答を実施したこと、(c) テクノオーツのファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である大和証券から株式移転比率の算定の結果及びその理由並びに本経営統合のスキームのそれぞれについての説明を受け、これらの事項についての質疑応答を実施したこと、(d) テクノオーツの法務アドバイザーであるシティユーワ法律事務所から、本経営統合の手續面における公正性を担保するための措置並びに本経営統合に係るテクノオーツの取締役会の意思決定の方法及び過程その他の利益相反を回避するための措置の内容について助言を受け、これらの事項についての質疑応答を実施したこと、並びに (e) 提出された本経営統合に係る関連資料等により、本経営統合に関する情報収集が行われ、これらの情報も踏まえてテクノオーツ諮問事項について慎重に協議及び検討して審議を行っております。

なお、テクノオーツ特別委員会は、テクノオーツから、本経営統合に係る協議・交渉の経緯及び内容等につき適時に報告を受けた上で、複数回にわたり交渉の方針等について協議を行い、テクノオーツに意見する等して、本経営統合に係る交渉過程に関与しております。

テクノオーツ特別委員会は、かかる経緯の下、これらの説明、算定結果その他の検討資料を前提として、テクノオーツ諮問事項について慎重に審議及び検討を行い、テクノオーツの取締役会に対し、2024年2月8日付で、大要以下のとおりの答申書を提出いたしました。

- (a). 本経営統合の目的の正当性・合理性（本経営統合がテクノオーツの企業価値の向上に資するかを含む。）

テクノオーツ特別委員会がテクノオーツから受領した各資料の検討並びにテクノオーツ及びジーエルサイエンスからの聴取等の結果によれば、テクノオーツの経営課題は、中長期的に半導体需要拡大のトレンドが継続していくと予想される経営環境の下、市場成長を捕捉するために、①不足している人員リソースを確保すること、②生産能力を更に向上させること、及び、③現場・事業サイドを支える強固なコーポレート機能を確立することである。そして、本経営統合の目的は、短期的な調整局面がありつつも、今後も中長期的に半導体需要拡大のトレンドが継続していくと予想される中において、グループの収益を安定的に支える強固な事業基盤を有するジーエルサイエンスと従来以上に一体となり、グループ全体として飛躍を遂げることで、今後更なる企業価値の向上を実現することにある。テクノオーツ特別委員会としても、テクノオーツが認識するテクノオーツを取り巻く経営環境及びテクノオーツの経営課題に特段の疑義はなく、上記の目的には合理性があるものと思料する。

また、テクノオーツは、本経営統合により、(i) グループ戦略機能の強化と経営資源配分の最適化による成長機会の捕捉、(ii) 管理機能の集約等による経営効率の向上、(iii) 各利害関係者に対する提供価値最大化と意思決定の迅速化という施策・効果を実現することができるため、本経営統合は、テクノオーツを含むジーエルサイエンスのグループ全体の企業価値の向上に資するものである。上記施策・効果等に関して、テクノオーツ特別委員会がテクノオーツ及びジーエルサイエンスから受けた説明並びにテクノオーツ特別委員会がテクノオーツ及びジーエルサイエンスに対して行った質問に対する回答の内容は合理的なものであると判断した。したがって、テクノオーツ特別委員会は、上記各企業価値の向上のための施策・効果等に関する両社の想定、その内容は合理的なものであり、本経営統合により一定の企業価値の向上が見込まれるものと思料する。

加えて、テクノオーツ及びジーエルサイエンスは、①テクノオーツ及びジーエルサイエンスが上場会社として独立した事業運営を行うべき立場にある現在の資本関係を維持したままでは、それぞれの少数株主との間の利益相反の懸念があるため、経営資源の相互活用に対して一定の制約や限界が発生するリスクが存在し得ると認識しており、②本経営統合によって組成される共同持株会社を通じて、親子上場を解消し、グループとしての利害関係を一致させることにより、迅速な意思決定とグループ全体での経営資源の一層の共有が可能になるほか、③両社の企業文化や風土を尊重し、それぞれの事業の枠組みを保持

しながら各社の強みを伸ばし、シナジーを追求できる体制を構築していくためには本株式移転のスキームが最良の選択であると考えたとのことである。本株式移転においては、テクノオーツの少数株主が、共同持株会社の株主として、本経営統合による企業価値の向上の利益を引き続き享受できる地位に立つことができることも考慮すると、上記の両社の考えに基づきシナジーの実現可能性を高めるために本経営統合を行うにあたり、その法的スキームとして本株式移転を選択したことは、いずれも十分な合理性があると考えられる。

さらに、本経営統合に伴いテクノオーツ及びテクノオーツの各利害関係者に生じるデメリットとして、テクノオーツが上場会社でなくなることにより、①人材獲得の困難性、②信用力の毀損、③ガバナンス体制の脆弱化、④情報開示の制限などが考えられるところ、本経営統合後は共同持株会社が引続き上場会社としての機能を果たすことから、これらのデメリットは限定的と考えられる。

以上のとおり、本経営統合はテクノオーツの企業価値の向上に資するものであり、そのストラクチャーの選定理由や想定し得るデメリットを踏まえても、本経営統合の目的は正当かつ合理的なものであると考えられる。

- (b). 本経営統合の条件（共同株式移転又は株式交換が実施される場合には、株式移転比率又は株式交換比率を含む。）の公正性・妥当性が確保されているか

テクノオーツ特別委員会は、テクノオーツのフィナンシャル・アドバイザー兼第三者算定機関である大和証券から株式移転比率算定書を取得した。当該算定書におけるテクノオーツ株式の株式移転比率に照らすと、本経営統合に係る株式移転比率（1：2.10）は、市場株価法による算定結果の上限値比率を超え、また、株式移転比率の基礎となった株式価格についての市場株価からのプレミアムは、株式移転の手法による経営統合事例における直前日の終値、1ヶ月間の終値単純平均値、3ヶ月間の終値単純平均値、6ヶ月間の終値単純平均値からの各プレミアムと比較して、平均的な水準を上回っているといえる。加えて、本経営統合に係る株式移転比率は、DCF法による算定結果の中央値比率である2.06を上回る水準である。テクノオーツ特別委員会が大和証券から受けた説明によると、大和証券の株式移転比率の算定手法である市場株価法及びDCF法は、現在の実務に照らして一般的、合理的な手法であると考えられる。また、DCF法においては、その算定内容も現在の実務に照らして妥当なものであり、その算定の基礎としたテクノオーツ及びジーエルサイエンスの事業計画についても、特に不合理な点がないことを確認した。

また、本経営統合に係る株式移転比率の交渉過程・移転比率決定プロセスにおいて、テクノオーツ特別委員会は、大和証券から交渉の方針について財務

的な見地から助言を受ける等して、ジーエルサイエンスとの交渉方針について指示し、交渉過程について報告を受けたうえで、本経営統合に係る株式移転比率がテクノオーツの少数株主の利益に配慮した妥当な比率となっているかについて検討した。

さらに、本経営統合の株式移転比率に不満のあるテクノオーツの少数株主においては、会社法が定める反対株主買取請求の手続を通じて経済的な利益の確保を図る方法が用意されており、本経営統合の方法に不合理な点は認められない。

そして、テクノオーツより共有を受け確認した本経営統合に関する基本合意書のドラフトを検討した結果、本株式移転に係るその他の取引条件について、テクノオーツの少数株主に不利益となる事情は認められず、その他本経営統合に係る株式移転比率の決定プロセスの公正性を疑わせるような具体的事情は認められなかった。

以上の点を総合的に考慮して、テクノオーツ特別委員会では、本経営統合の条件（株式移転比率を含む。）の公正性及び妥当性は確保されていると判断するに至った。

- (c). 本経営統合において、公正な手続を通じたテクノオーツの少数株主の利益への十分な配慮がなされているか

テクノオーツ特別委員会では、①テクノオーツ取締役会が、ジーエルサイエンス及びテクノオーツから独立したテクノオーツ特別委員会を設置していること、②本経営統合の検討の過程において、テクノオーツが、ジーエルサイエンス及びテクノオーツのいずれからも独立した法務アドバイザーであるシティユーワ法律事務所及びフィナンシャル・アドバイザー兼第三者算定機関である大和証券から助言を受けていること並びに、テクノオーツ特別委員会が、テクノオーツの法務アドバイザー及びフィナンシャル・アドバイザーを承認した上で、テクノオーツ特別委員会としても必要に応じて専門的助言を受けていること、③ジーエルサイエンス及びテクノオーツのいずれからも独立した第三者算定機関である大和証券から株式移転比率算定書を取得していること、並びに、④本経営統合において強圧性の問題は特段生じず、マーケット・チェックが実施されていないこと及びマジョリティ・オブ・マイノリティ条件が設定されていないことも不合理ではないことに照らし、本経営統合において、公正な手続を通じたテクノオーツの少数株主の利益への十分な配慮はなされていると判断するに至った。

- (d). 上記 (a) . から (c) . を踏まえ、本経営統合はテクノオーツの少数株主にと

って不利益でないと考えられるか

上記の検討の結果、上記 (a) . 記載のとおり、本経営統合はテクノクオーツの企業価値の向上に資するものであり、本経営統合の目的は正当かつ合理的なものと考えられること、上記 (b) . 及び (c) . 記載のとおり、株式移転比率を含む本経営統合の条件の公正性及び妥当性は確保されており、公正な手続を通じたテクノクオーツの少数株主の利益への十分な配慮がなされていると考えられることに照らすと、テクノクオーツ取締役会において、本経営統合の推進・実施を決定することは、テクノクオーツの少数株主にとって不利益なものではないと考えられる。

(ii) テクノクオーツにおける利害関係を有しない取締役（監査等委員である取締役を含みます。）全員の承認

テクノクオーツは、大和証券より取得した株式移転比率算定書、シティニューワ法律事務所から得た法的助言を踏まえつつ、答申書の内容を最大限に尊重しながら、本経営統合について慎重に検討しました。その結果、2024年2月9日開催のテクノクオーツ取締役会において、審議及び決議に参加したテクノクオーツの取締役（監査等委員である取締役を含みます。）の全員一致で、本基本合意書の締結に関する審議及び決議をいたしました。

(2) 共同持株会社の資本金及び準備金等に関する事項

ジーエルサイエンス及びテクノクオーツは、本株式移転による共同持株会社の設立に際し、共同持株会社の資本金及び準備金の額を以下のとおり決定いたしました。

資本金の額 : 300 百万円

資本準備金の額 : 0 円

利益準備金の額 : 0 円

これらの資本金及び準備金の額につきましては、共同持株会社の規模その他の諸事情を総合的に勘案・検討し、両社が協議の上、会社計算規則第 52 条の規定の範囲内で決定したものであります。

3. テクノクオーツに関する事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

テクノクオーツの 2024 年 3 月期に係る計算書類等の内容につきましては、別添 2 をご参照ください。

(2) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象
該当事項はございません。

4. ジーエルサイエンスにおいて最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象
該当事項はございません。

以 上

[別添1] 株式移転計画

株式移転計画書（写し）

ジーエルサイエンス株式会社（以下「甲」という。）及びテクノオーツ株式会社（以下「乙」という。）は、共同株式移転の方法による株式移転を行うことにつき合意したので、以下のとおり共同して株式移転計画（以下「本株式移転計画」という。）を作成する。

第1条（本株式移転）

甲及び乙は、本株式移転計画の定めるところに従い、共同株式移転の方法により、新たに設立する株式移転設立完全親会社（以下「共同持株会社」という。）成立日（第6条に定義する。以下同じ。）において、甲及び乙の発行済株式の全部を共同持株会社に取得させる株式移転（以下「本株式移転」という。）を行うものとする。

第2条（共同持株会社の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数その他定款で定める事項）

1. 共同持株会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数は以下のとおりとする。
 - (1) 目的
共同持株会社の目的は、別紙の定款第2条記載のとおりとする。
 - (2) 商号
共同持株会社の商号は、ジーエルテクノホールディングス株式会社とし、英文では GLTECHNO HOLDINGS, INC.と表示する。
 - (3) 本店の所在地
共同持株会社の本店の所在地は東京都新宿区とし、本店の所在場所は東京都新宿区西新宿6丁目22番地1号とする。
 - (4) 発行可能株式総数
共同持株会社の発行可能株式総数は、50,000,000株とする。
2. 前項に掲げるもののほか、共同持株会社の定款で定める事項は、別紙の定款記載のとおりとする。

第3条（共同持株会社の設立時取締役及び設立時会計監査人の名称）

1. 共同持株会社の設立時取締役（設立時監査等委員である設立時取締役を除く。）の氏名は次のとおりとする。

設立時取締役	長見 善博
設立時取締役	園田 育伸
設立時取締役	芹澤 修
2. 共同持株会社の設立時監査等委員である設立時取締役の氏名は次のとおりとする。

設立時監査等委員 齋藤 隆広 (社外取締役)

設立時監査等委員 永沢 裕美子 (社外取締役)

設立時監査等委員 森田 岳人 (社外取締役)

3. 共同持株会社の設立時会計監査人の名称は次のとおりとする。

監査法人 A&A パートナーズ

第4条 (本株式移転に際して交付する株式及びその割当て)

1. 共同持株会社は、本株式移転に際して、共同持株会社が甲及び乙の株式の全部を取得する時点の直前時 (以下「基準時」という。) における甲及び乙の普通株式の株主に対し、それぞれその所有する甲及び乙の普通株式に代わり、(i)甲が基準時現在発行している普通株式数の合計に 1 を乗じた数、及び(ii)乙が基準時現在発行している普通株式数の合計に 2.10 を乗じた数を合計した数と同数の共同持株会社の普通株式を交付する。
2. 共同持株会社は、前項の規定により交付される共同持株会社の普通株式を、基準時における甲及び乙の普通株式の株主に対し、それぞれ次の各号に定める割合をもって割り当てる。
 - (1) 甲の株主に対しては、その所有する甲の普通株式 1 株に対して共同持株会社の普通株式 1 株
 - (2) 乙の株主に対しては、その所有する乙の普通株式 1 株に対して共同持株会社の普通株式 2.10 株
3. 前二項の計算において、1 株に満たない端数が生じる場合には、会社法第 234 条その他関係法令の規定に基づき処理するものとする。

第5条 (共同持株会社の資本金及び準備金等の額に関する事項)

共同持株会社成立日における共同持株会社の資本金及び準備金等の額は、次のとおりとする。

- (1) 資本金の額
300,000,000 円
- (2) 資本準備金の額
0 円
- (3) 利益準備金の額
0 円

第6条 (共同持株会社成立日)

共同持株会社の設立の登記をすべき日 (以下「共同持株会社成立日」という。) は、2024 年 10 月 1 日とする。但し、本株式移転の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲及び乙は協議・合意の上、共同持株会社成立日を変更することができるものとする。

第7条（株式移転計画承認株主総会）

甲及び乙は、それぞれ2024年6月中に開催する定時株主総会において、本株式移転計画及び本株式移転に必要な事項に関する承認を求めるものとする。但し、本株式移転の進捗上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲及び乙は協議・合意の上、当該承認を求めるための株主総会の予定を変更することができるものとする。

第8条（株式上場、株主名簿管理人）

1. 甲及び乙は、共同持株会社の発行する普通株式が共同持株会社成立日に株式会社東京証券取引所スタンダード市場に上場されるよう、必要となる手続を相互に協議の上協力して行うものとする。
2. 共同持株会社の設立時における株主名簿管理人は、三菱UFJ信託銀行株式会社とする。

第9条（剰余金の配当）

1. 甲は、2024年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、1株当たり70円を限度として、剰余金の配当を行うことができるものとする。
2. 乙は、2024年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、1株当たり130円を限度として、剰余金の配当を行うことができるものとする。
3. 甲及び乙は、前二項に定める場合を除き、本株式移転計画作成後共同持株会社成立日に至るまでの間、共同持株会社成立日以前の日を基準日とする剰余金の配当の決議を行わないものとする。但し、甲及び乙が協議の上、合意した場合についてはこの限りではない。

第10条（自己株式の消却）

甲及び乙は、共同持株会社の成立の日の前日までに開催されるそれぞれの取締役会の決議により、それぞれが基準時において保有する自己株式のうち、実務上消却可能な範囲の株式（本株式移転に際して行使される会社法第806条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって取得する自己株式を含む。）を、基準時をもって消却する。

第11条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本株式移転計画作成後共同持株会社成立日に至るまでの間、それぞれ善良なる管理者の注意をもって、自らの業務の遂行並びに財産の管理及び運営を行い、かつ、それぞれの子会社をして善良なる管理者の注意をもって自らの業務の遂行並びに財産の管理及び運営を行わせるものとし、それぞれの財産又は権利義務に重大な影響を及ぼし得る行為

については、本株式移転計画において別途定める場合を除き、あらかじめ甲及び乙が協議し、合意の上、これを行い、又はこれを行わせるものとする。

第 12 条（本株式移転計画の効力）

本株式移転計画は、第 7 条に定める甲若しくは乙の株主総会のいずれかにおいて、本株式移転計画及び本株式移転に必要な事項に関する決議が得られなかった場合、共同持株会社成立日までに本株式移転を行うにあたり必要な関係当局の承認等が得られなかった場合、又は、次条に基づき本株式移転を中止する場合には、その効力を失うものとする。

第 13 条（株式移転条件の変更及び本株式移転の中止）

本株式移転計画作成後共同持株会社成立日に至るまでの間に、甲又は乙の財産状態若しくは経営状態に重大な変更が発生した場合又は重大な影響を与える事由があることが判明した場合、又は本株式移転の実行に重大な支障となる事態が生じ若しくは明らかとなった場合、その他本株式移転計画の目的の達成が著しく困難となった場合は、甲及び乙は協議・合意の上、本株式移転の条件その他本株式移転計画の内容を変更し又は本株式移転を中止することができる。

第 14 条（協議事項）

本株式移転計画に定める事項のほか、本株式移転計画に定めがない事項、その他本株式移転に必要な事項は、本株式移転計画の趣旨に従い、甲及び乙が別途協議・合意の上定める。

(以下余白)

本株式移転計画作成の証として、本書 2 通を作成し、各自記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

2024 年 5 月 10 日

甲：

東京都新宿区西新宿 6 丁目 2 番 1 号
ジーエルサイエンス株式会社
取締役社長 長見 善博

乙：

東京都中野区本町 1 丁目 3 番 2 号
テクノオーツ株式会社
取締役社長 園田 育伸

[別紙]

定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、ジーエルテクノホールディングス株式会社と称し、英文では、GLTECHNO HOLDINGS, INC. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むこと、ならびに次の事業を営む会社の株式または持分を所有することにより、当該会社の事業活動を管理することを目的とする。

- (1) 理化学機器、検査・診断を含む生化学用機器および科学研究用機器の製造販売
- (2) 理化学用薬品、試薬の製造販売およびそれら化学物質の運用管理装置の製造販売
- (3) 半導体製造機器およびそれから派生する産業機器の製造販売
- (4) 半導体、太陽電池、液晶、発光ダイオード等エレクトロニクス製品製造用ガラス、石英ガラス、炭化ケイ素、アルミナ等セラミック製品の製造販売
- (5) 計量機器の製造販売
- (6) 理化学機器に供される化学工業品、電気機器および電子機器の製造販売
- (7) 理化学機器に供される特殊ガス配管の設計施工を含むガス供給設備全般の製造販売
- (8) 医療用機器の製造販売
- (9) 各種計測機の製造販売
- (10) 教育用機器の製造販売
- (11) 加熱機器の設計、開発、製造販売
- (12) 温度制御機器の製造販売
- (13) 真空系機器の製造販売
- (14) 加工機械および治具部品の設計、開発、製造販売
- (15) 金属部品、セラミック部品の加工および洗浄
- (16) 個体識別情報およびその付帯情報を記録したカード、タグ、ラベル等とそれらのリーダーライターの製造販売
- (17) 生体情報を利用した個体識別機器の製造販売
- (18) 防犯、防火、防災および救急等の安全対策装置、設備の製造販売
- (19) 光、電波、赤外線、レーザー光線、音波、超音波、磁気センサー等ならびに第 16 号および第 17 号による人、動物および物品の管理・監視装置、設備の製造販売
- (20) 産業用電子機器および制御機器・電子計算機とその周辺機器、またそれらに関連するシステムおよびソフトウェアの開発製造販売
- (21) 電子計算機およびその周辺機器の製造販売

- (22) 事務所等設備に関連する機器の製造販売
- (23) 工作機械・装置等に関連する機器の加工・製造販売
- (24) 前各号を利用した応用製品および応用システムの製造販売
- (25) 前各号に関連する試料処理、測定業務、教育、講習ならびにコンサルテーション
- (26) 前各号に関連するソフトウェア、技術および情報の販売
- (27) 前各号に関連する物品、技術およびソフトウェアの輸出入業
- (28) 前各号に関連する設備の電気工事・電気通信工事・建具工事に関する諸事業
- (29) 前各号に附帯する一切の事業

2. 当社は前項各号の事業ならびに次の事業およびこれに附帯または関連する一切の業務を行うことができる。

- (1) グループ会社等の経営企画、総務、人事、財務関連業務およびその他必要と認めた業務
- (2) グループ会社等を対象にした資金の集中・配分関連業務、貸付業務および余剰資金の運用業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を東京都新宿区に置く。

(公告の方法)

第 4 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当社の発行可能株式総数は 50,000,000 株とする。

(自己株式の取得)

第 6 条 当社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 7 条 当社の 1 単元の株式数は、100 株とする。

(単元未満株主についての権利)

第 8 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増請求)

第 9 条 当社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の単元未満株式を売り渡すことを当社に請求することができる。

(株主名簿管理人)

第 10 条 当社は株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。

3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿は株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。

(株式取扱規則)

第 11 条 当社の株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り及び売渡し、その他株式または新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続き等および手数料については、法令または定款に定めるものの他、取締役会において定める株式取扱規則による。

(基準日)

第 12 条 当社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項にかかわらず必要ある場合は取締役会の決議によってあらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもってその権利を行使することができる株主または登録株式質権者とするすることができる。

第 3 章 株 主 総 会

(招 集)

第 13 条 定時株主総会は毎年 6 月に招集し、臨時株主総会は必要ある場合に招集する。

(招集権者および議長)

第 14 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役が招集する。

(電子提供措置等)

第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(総会の決議の方法)

第 16 条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第 309 条第 2 項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(株主総会の議事録)

第 17 条 株主総会の議事については、議事録を作成する。議事録には議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項を記載または記録する。

(議決権の代理行使)

第 18 条 株主は、当社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、議決権を行使することができる。

2. 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を株主総会ごとに当社に提出しなければならない。

第 4 章 取締役および取締役会

(取締役会の設置)

第 19 条 当社は取締役会を置く。

(取締役の員数)

第 20 条 当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、5 名以内とする。

2. 当社の監査等委員である取締役（以下「監査等委員」という。）は、5 名以内とする。

(取締役の選任)

第 21 条 取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第 22 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

3. 任期の満了前に退任した監査等委員の補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。

(取締役会の招集および議長)

第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。

取締役社長に事故あるときはあらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 24 条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の方法)

第 25 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第 26 条 当社は、会社法第 370 条に基づき取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(業務執行の決定の取締役への委任)

第 27 条 当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定を取締役に委任することができる。

(取締役会規則)

第 28 条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるものの他、取締役会において定める取締役会規則による。

(取締役の報酬等)

第 29 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。

(代表取締役および役付取締役)

第 30 条 当会社は、取締役会の決議によって代表取締役を選定する。

2. 取締役会はその決議によって取締役社長 1 名を選定し、また必要に応じ取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

3. 取締役社長は、当会社の業務を統轄し、取締役副社長、専務取締役および常務取締役は取締役社長を補佐してその業務を執行し、または業務を分掌する。

(取締役の責任免除)

第 31 条 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間で、同法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める金額を限度とする契約を締結することができる。

第 5 章 監査等委員会

(監査等委員会の設置)

第 32 条 当会社は監査等委員会を置く。

(監査等委員会の招集通知)

第 33 条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(監査等委員会の決議の方法)

第 34 条 監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(監査等委員会規則)

第 35 条 監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるものの他、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

第 6 章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第 36 条 当会社は会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第 37 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第 38 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第 39 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 40 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(期末配当)

第 41 条 当社は株主総会の決議によって毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当」という。）を行う。

(中間配当)

第 42 条 当社は取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当（以下「中間配当」という。）をすることができる。

(期末配当等の除斥期間)

第 43 条 期末配当および中間配当に係る金銭が支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されない時は、当社はその支払の義務を免れる。

2. 未払の期末配当および中間配当に係る金銭には利息をつけない。

付 則

1. 第 40 条の規定にかかわらず、当社の最初の事業年度は、当社設立の日から 2025 年 3 月 31 日までとする。

2. 第 29 条の規定にかかわらず、当社の成立の日から最初の定時株主総会の終結の時までの期間の当社の取締役の報酬等の額は、それぞれ次のとおりとする。

(1) 監査等委員である取締役以外の取締役に対する報酬等
報酬等の総額は、年額 150 百万円以内とする。

(2) 監査等委員である取締役に対する報酬等

報酬等の総額は、年額 30 百万円以内とする。

3. 本付則は、当会社の最初の定時株主総会終結の時をもって、これを削除する。

別添 2

テクノオーツ株式会社
第 48 期の計算書類等の内容

事業報告

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

I. 経営成績に関する分析

1. 当期の経営成績

当連結会計年度(2023年4月1日から2024年3月31日まで)におけるわが国経済は、物価上昇を受けて個人消費の回復が一時的に足踏みする一方で、好調な企業収益を背景に、雇用・所得環境の改善や設備投資拡大の兆しが見られ、景気は緩やかに回復してきました。しかしながら、不安定な国際情勢の中、原材料やエネルギー価格の高騰、物価の上昇、急速な円安の進行等による国内景気への影響を注視する必要があり、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社グループが属する半導体業界におきましては、パソコンやスマートフォン向け需要の減退によるメモリー在庫の滞留が続いていましたが、足元ではやや緩和している状況です。また、生成AI分野の需要拡大を受け、国内外で先端半導体の製造工場の新設や増設といった、今後を見据えた積極的な設備投資が相次いで計画・実行されており、引き続き着実な成長が見込まれております。

以上のような環境の中、当社では、今後に向けた新規需要の掘り起こし、国内の増産体制構築のための準備、その他の業務改善活動を推進しながら、効率的な生産活動を展開してまいります。また、足元の受注高及び売上高は回復基調にあり、受注残高は引き続き高水準を持続しております。

この結果、売上高は17,065百万円(前年同期比14.9%減)、営業利益は3,615百万円(同11.1%減)、経常利益は3,838百万円(同11.9%減)、親会社株主に帰属する当期純利益は2,729百万円(同7.7%減)となりました。

2. 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は1,185百万円であります。主に旧型設備の買換え及び機械装置の新規購入によるものです。

3. 資金調達の状況

当連結会計年度において、増資、社債発行及び巨額の借入等による重要な資金調達は行っておりません。

4. 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

特に記載すべき事項はございません。

5. 他の会社の事業の譲受けの状況

特に記載すべき事項はございません。

6. 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

特に記載すべき事項はございません。

7. 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

特に記載すべき事項はございません。

8. 対処すべき課題

2024年度のわが国経済は、新型コロナウイルスの影響が収まり、経済活動が正常化していく中で、好調な企業業績に裏付けられた所得改善や投資拡大が見込まれ、引き続き緩やかな回復が期待されております。反面、不安定な国際情勢を背景に進む世界的な食糧・エネルギー価格の高騰やマイナス金利政策解除等の金融政策による影響など、景気の先行きが不透明な状況となっており、今後を注視していく必要があります。

一方、半導体業界におきましては、世界的なリモートワークの広がりやAI半導体需要の拡大、5G通信や自動運転の本格化等でデータ量の更なる増加が見込まれることから、今後も半導体不足が想定され、中長期的に半導体需要拡大のトレンドは継続していくものと予想されます。

このような中で、当社と親会社のジーエルサイエンス株式会社は、2024年5月10日付けで共同持株会社設立（共同株式移転）に関する経営統合契約書を締結しました。

本経営統合により、創業来、「社会に対し社会性を充分発揮してその存在価値を高め、社員個々の幸福を勝ち取り、企業の維持、発展をならしめること」を共通の基本理念として活動してきた両社が、グループ全体として持続的な成長を図り、企業価値の向上及び各利害関係者へのより一層の貢献を果たすことができると考えております。

当社グループの受注環境は、市況回復を見据えた各メーカーの先行的な設備投資が前向きな結果となって表れてきており、今年度後半には回復基調に繋がることが期待されております。また、世界各地域で半導体に対する政府補助を伴う計画が進められるなど、今後とも半導体市場は底堅い潜在需要を背景に着実な拡大が見込まれており、当社は今

後の中長期的な受注拡大の見通しは変えておりません。

このような状況下、当社グループが今後とも取り組むべき中長期的な成長戦略と課題を以下に示します。

(1) 生産能力増強

- ・国内における増産体制構築のための設備投資を順次進めてまいります。
- ・品質管理の高度化を進めるとともに、社外パートナー、外注先等との連携強化を通じて、生産能力の向上を目指します。

(2) 営業力強化

- ・お取引先との関係強化を図るとともに、高付加価値製品の開発と拡張を行い、石英・シリコン製品の量産品のマーケット拡大を目指します。
- ・シリコン製品の開発品、量産品の更なる売り込みを強化するとともに、火加工製品等、高難易度製品の拡大を図ります。

(3) 業務効率化

- ・業務フロー、作業手順等の見直しを進め、業務自動化・効率化等のDXを推進します。
- ・テレワーク、会議システム等、効率化に資するシステムツールの更なる活用を図ります。

(4) 経営基盤強化

- ・サステナビリティ強化に資する各種対応を進めるとともに、コーポレート・ガバナンス強化への対応を行います。
- ・財務指標や株価を意識した経営を行い、IR機能強化、リスクマネジメント強化を図ります。
- ・経営統合を通して、各分野でのノウハウを共有し経営強化を図ります。

(5) 人材育成

- ・各種研修の充実、業務マニュアルの作成推進、人事ローテーションの活発化等により、優秀な人材の育成に努めます。
- ・経営統合を通して、グループ内の人材交流を活発化させ、従業員の意識や能力向上に努めます。

9. 財産及び損益の状況の推移

①企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第45期	第46期	第47期	第48期（当期）
	2021年3月期	2022年3月期	2023年3月期	2024年3月期
売上高（百万円）	12,791	15,820	20,063	17,065
経常利益（百万円）	2,368	3,231	4,354	3,838
親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）	1,606	2,200	2,957	2,729
1株当たり当期純利益（円）	415.32	568.97	764.97	705.89
総資産（百万円）	15,273	18,310	23,792	25,753
純資産（百万円）	11,254	13,779	16,590	19,154
1株当たり純資産（円）	2,910.36	3,563.16	4,290.54	4,953.67

- （注）1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式を控除した株式数）により、1株当たり純資産は、期末発行済株式総数（自己株式を控除した株式数）により算出しております。
2. 第46期より「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しており、第46期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。
3. 当社は、2022年10月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。第45期の連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「1株当たり当期純利益」と「1株当たり純資産」を算定しております。

②当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第45期	第46期	第47期	第48期（当期）
	2021年3月期	2022年3月期	2023年3月期	2024年3月期
売 上 高（百万円）	11,441	13,887	16,933	14,808
経 常 利 益（百万円）	1,714	2,497	3,199	3,216
当 期 純 利 益（百万円）	1,173	1,732	2,230	2,315
1株当たり当期純利益 （円）	303.35	447.99	576.87	598.86
総 資 産（百万円）	14,258	15,930	19,540	20,956
純 資 産（百万円）	10,039	11,508	13,352	15,176
1株当たり純資産（円）	2,596.14	2,975.91	3,453.25	3,924.88

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式を控除した株式数）により、1株当たり純資産は、期末発行済株式総数（自己株式を控除した株式数）により算出しております。
2. 第46期より「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しており、第46期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。
3. 当社は、2022年10月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。第45期の事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「1株当たり当期純利益」と「1株当たり純資産」を算定しております。

10. 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係

ジーエルサイエンス株式会社は当社の株式2,542,000株（議決権比率65.81%）を所有する親会社であり、同社は精密理化学機器及び科学研究用機器並びに同機器消耗品等の製造及び販売を行っております。

また、同社との間に理化学機器関連について取引があります。

同社の第57期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）の連結売上高は37,148百万円（前連結会計年度比4.0%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は3,430百万円（同2.0%減）となっております。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
杭州泰谷諾石英有限公司	千 US \$ 24,100	% 100	半導体製造装置用石英製品・シリコン製品の加工製造販売
アイシンテック株式会社	千円 3,000	% 100	高純度石英ガラス、結晶シリコン等の加工
GL TECHNO America, Inc.	千 US \$ 100	% 100	半導体製造装置用部品その他の製造販売及び輸出入業務

（注） 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

③企業結合の成果

特に記載すべき事項はございません。

11. 主要な事業内容

当社グループは、石英ガラスの加工技術を基に、半導体製造装置用の石英治具及び理化学機器、シリコン加工、産業用加熱機器の製造、販売を主力事業としております。

12. 主要な営業所及び工場（2024年3月31日現在）

①テクノクオーツ株式会社

本 社 東京都中野区本町一丁目32番2号
 工 場 蔵王工場（山形県山形市） 蔵王南工場（山形県山形市）
 主な営業所 東京営業所（東京都中野区） 東北営業所（山形県山形市）
 関西営業所（京都府京田辺市） 九州営業所（熊本県熊本市）
 北陸営業所（富山県富山市）

②杭州泰谷諾石英有限公司

本社及び工場 中国浙江省杭州市

③アイシンテック株式会社

本社及び工場 福島県喜多方市

④GL TECHNO America, Inc.

本 社 米国カリフォルニア州

13. 従業員の状況

①企業集団の従業員の状況（2024年3月31日現在）

従業員数	前連結会計年度末比増減
544名	54名減

（注） 上記従業員数には、臨時従業員（14名）は含んでおりません。

②当社の従業員の状況（2024年3月31日現在）

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
299名	10名増	38.5歳	12.3年

（注） 上記従業員数には、臨時従業員（12名）は含んでおりません。

14. 主要な借入先の状況（2024年3月31日現在）

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 山 形 銀 行	1,141百万円
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	1,094百万円

II. 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 15,600,000 株
2. 発行済株式の総数 3,866,655 株 (自己株式33,345株を除く)
3. 株主数 1,947 名
4. 大株主

株 主 名	持 株 数	持株比率
	株	%
ジューエルサイエンス株式会社	2,542,000	65.74
テクノクォーツ従業員持株会	64,700	1.67
株式会社山形銀行	50,000	1.29
MSIP CLIENT SECURITIES	40,300	1.04
株式会社三菱UFJ銀行	40,000	1.03
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	25,300	0.65
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	24,400	0.63
木田裕介	24,000	0.62
丸山讓	20,000	0.52
株式会社山口銀行	20,000	0.52

(注) 持株比率は自己株式(33,345株)を控除して計算しております。

5. その他株式に関する重要な事項
特に記載すべき事項はございません。

Ⅲ. 会社役員に関する事項

1. 取締役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取 締 役 社 長 (代表取締役)	園 田 育 伸	杭州泰谷諾石英有限公司董事長
取 締 役 副 社 長	高 橋 寛	杭州泰谷諾石英有限公司董事
取 締 役	増 田 勇	生産本部長 杭州泰谷諾石英有限公司董事
取 締 役	手 川 英 一	アイシンテック株式会社代表取締役 営業本部長 杭州泰谷諾石英有限公司董事
取締役 (常勤監査等 委 員)	石 川 和 弥	アイシンテック株式会社取締役 杭州泰谷諾石英有限公司監事
取締役 (監査等委員)	谷 口 茂 樹	アイシンテック株式会社監査役
取締役 (監査等委員)	森 田 岳 人	松田綜合法律事務所パートナー 弁護士

- (注) 1. 石川和弥、谷口茂樹及び森田岳人の3氏は、社外取締役であります。
2. 石川和弥、谷口茂樹及び森田岳人の3氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
3. 監査等委員の石川和弥氏は、監査・監督の実効性及び監査部との連携をより高め、さらに業務執行取締役とのコミュニケーションアップを図る目的で、常勤の監査等委員に選定しております。なお、同氏は長きにわたり金融機関に在籍し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社と社外取締役3名は、法令に定める額を限度として賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。

2. 役員等賠償責任保険契約の概要

当社は、職務執行の萎縮防止及び優秀な人材の確保のため、役員等賠償責任保険契約を 保険会社との間で締結しております。その契約の概要は、以下のとおりです。

①被保険者の範囲

当社取締役（監査等委員を除く）及び監査等委員である取締役

②保険契約の内容の概要

1) 被保険者の実質的な保険等負担割合

保険料は特約部分も含め会社負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

2) 補填の対象となる保険事故の概要

特約部分も合わせ、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害について補填することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等、一定の免責事由が設けられています。

3. 取締役の報酬等の額

①会社役員報酬等の額又はその算出方法関係に係る決定に関する事項

当社は2021年2月19日開催の取締役会において、取締役の個人別報酬等の内容に係る決定方針を以下のとおり決議しております。

1) 基本方針

当社の取締役の報酬等は、以下の基本方針により決定するものとする。

- ・健全で持続的な企業成長と株主価値の向上を重視した報酬制度とする。
- ・優秀な経営人材を確保できる競争力ある報酬体系と水準を指向する。
- ・報酬決定プロセスの客観性・透明性と報酬の妥当性を確保する。

2) 取締役の個人別報酬（金銭報酬）の額の決定に関する方針

当社は、取締役の個人別報酬（金銭報酬）の額について、定時株主総会の決議により承認された限度額の範囲内で、以下の方針により決定する。

<固定報酬>

・月例定額報酬

月例定額報酬は、基本報酬部分とその職務に応じて算定される手当部分により構成し、その額は社員最高位の給与を参考に、役位・職責に基づいて、業績・経営環境等も総合的に勘案して決定する。なお、非常勤監査等委員は、職務内容を踏まえて基本報酬部分のみとする。また、原則として毎年6月開催の定時株主総会終了後に、同年7月より翌年6月までの1年間の報酬額を決定する。

<業績連動型報酬>

・役員賞与

役員賞与は、事業年度ごとの業績向上への意識を高めること等を目的に支給するものであり、半期ごとの業績（売上高目標達成率及び売上高営業利益率）に連動して支給される社員賞与の年間支給水準を踏まえた「役員賞与に係る運用基準」に基づいて決定し、原則として対象事業年度の決算公表後に支給する。なお、非常勤監査等委員は対象外とする。

<その他の金銭報酬>

・退職慰労金

退職慰労金は、退任する取締役（監査等委員を除く）及び監査等委員である取締役に対し、定時株主総会の決議による承認を前提に、「退職慰労金贈呈基準」に基づいて、月例定額報酬の基本報酬部分と職位（係数）及び在任期間等により決定し、退任後に支給する。

3) 取締役の個人別報酬の額の割合の決定に関する方針

当面は非金銭報酬等の導入を見合わせ、金銭報酬を100%とする。金銭報酬のうち業績連動型報酬の割合は30%以内を目安とする。

4) 取締役の個人別報酬等の内容についての決定方法

取締役の個人別報酬等の内容は、取締役（監査等委員を除く）については取締役会で、監査等委員である取締役については監査等委員会で、個々に2) 取締役の個人別報酬（金銭報酬）の額の決定に関する方針に基づいて協議のうえ決定する。

②当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当社取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、代表取締役社長が原案を策定し、全員が独立社外取締役である監査等委員会の意見を踏まえつつ決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も決定方針に沿うものであると判断しております。

③役員区分ごとの報酬の総額、報酬等の種類別総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	110 (一)	85 (一)	15 (一)	9 (一)	5 (0)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	18 (18)	16 (16)	1 (1)	0 (0)	3 (3)
合 計	129	102	16	10	8

- (注) 1. 業績連動報酬は役員賞与であり、当該事業年度の売上高目標達成率及び営業利益率に基づいて支給された社員賞与の支給乗率 (年度実績) にさらに一定係数を乗じて算定支給しております。
2. 上記退職慰労金には、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額が含まれております。
3. 取締役 (監査等委員を除く) 及び取締役 (監査等委員) の報酬限度額は、2020年6月23日開催の第44回定時株主総会において、取締役 (監査等委員を除く) が年額150百万円以内、取締役 (監査等委員) が年額30百万円以内と決議いただいております。なお、当該定時株主総会終結時点の取締役 (監査等委員を除く) の員数は5名、取締役 (監査等委員) の員数は3名です。

④業績連動報酬の算定基礎に用いた業績指標の選定理由

年度経営計画における主要経営目標である売上高目標達成率及び営業利益率は、端的に当該年度の成果を表す業績指標として業績連動報酬の算定基礎に用いております。

4. 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

取締役（監査等委員）の森田岳人氏は、兼職先である松田綜合法律事務所のパートナーを兼務しております。なお、当社と当該法律事務所の間には、重要な取引その他の関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

1) 取締役会及び監査等委員会への出席状況

	取締役会（20回開催）		監査等委員会（13回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 （常勤監査等委員） 石川和弥	20回	100%	13回	100%
取締役 （監査等委員） 谷口茂樹	20回	100%	13回	100%
取締役 （監査等委員） 森田岳人	20回	100%	13回	100%

2) 取締役会及び監査等委員会における発言内容

監査等委員石川和弥、谷口茂樹、森田岳人の3氏は豊富な経験と高い専門性を活かし、企業経営に対する客観的・中立的な見地から、取締役会の意思決定の適法性・妥当性を確保するための助言・提言を行っております。

監査等委員会においては、監査の実施状況及び結果についての報告・協議を行うほか、取締役・執行役員から職務の執行について説明や報告を受けております。

③期待される役割に関して行った職務の概要

特に当事業年度においては、国内外における当社グループの業容拡大を踏まえ、グループガバナンスの観点から全社的なリスク管理体制の整備状況とその実効性について重点的に監査を実施し、取締役会で提言を行いました。

石川和弥氏は金融機関・事業会社での豊富な経験と幅広い知見で、谷口茂樹氏は金融機関及びその関係会社における会社経営等の豊富な経験と幅広い知見で、森田岳人氏は弁護士としての高い専門性や見識と豊富な経験で、客観的かつ中立的な立場から、経営に対する適切な監督や助言を行い、社外取締役として期待される役割を果たしております。

IV. 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称
監査法人A&Aパートナーズ

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
①当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	21百万円
②当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	21百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、①の支払額にはそれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前事業年度の監査計画と実績の比較、監査時間及び報酬額の推移を確認したうえで、当事業年度の監査予定時間及び報酬額の妥当性等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
 3. 当社の子会社である杭州泰谷諾石英有限公司は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

3. 非監査業務の内容
特に記載すべき事項はございません。

4. 責任限定契約の内容の概要
特に記載すべき事項はございません。

5. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針
監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。
また、監査等委員会は、会計監査人の品質管理水準、専門性、独立性及びその他の能力など、会計監査人の職務遂行能力・状況等を総合的に判断し、監査の適正性及び信頼性が確保できないと認めたときは、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

V. 会社の体制及び方針

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」並びに金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制に関する体制」を整備することについて、以下のとおり取締役会において決議しております。

当社は、内部統制の更なる強化に向けた整備と運用を引き続き進めてまいります。

1. 業務の適正を確保するための体制

①当社及び子会社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1) 当社は、「創立の根本精神及経営理念」において「経営者は私欲に負けない」と謳っているように、取締役及び使用人に対し、法令遵守は当然のこととして、社会の構成員に求められる高い倫理観、価値観に基づき誠実に行動することを求めている。
- 2) 取締役会は、企業統治を一層強化する観点から、実効性ある内部統制システムの構築と会社による全体としての法令・定款遵守の体制の確立に努める。
- 3) 内部監査担当による監査と監査等委員である取締役（以下、監査等委員という）による監査を充実させ、内部統制システムの有効性を確保し、課題の早期発見と是正に努める。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行にかかる情報については、法令及び社内規程に基づき、文書又は電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し、保存する。必要に応じて取締役、監査等委員、会計監査人等が、文書管理規程により、常時、これらの文書等を閲覧、謄写できるものとする。

③当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の企業としてのリスクに対応するため、リスク毎に管理・対応部門を決定し適切な処置を行う。また、必要に応じてリスク管理の観点から規程類の整備を行う。

コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ及び輸出管理等にかかるリスクについては、それぞれの担当部署にて、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応は総務部が行うものとする。新たに生じたリスクについては取締役会においてすみやかに対応責任者となる取締役を定める。

- ④当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 1) 当社は、定例取締役会を月1回開催するほか必要に応じて臨時に開催する。
 - 2) 取締役は、取締役会規則等の職務権限・意思決定に関する規程に基づき、適正かつ効率的に担当する職務の執行を行う。
 - 3) 取締役会は取締役、社員が共有する全社的な目標を定め、この目標達成に向けて、迅速な意思決定ができるよう、IT技術を活用した情報システムを構築し、効率的な業務執行体制を確保する。
- ⑤当社及び子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- 1) 当社は、「創立の根本精神及経営理念」の中で、取締役及び使用人に対し、法令遵守は当然のこととして、社会の構成員に求められる高い倫理観、価値観に基づき誠実に行動することを求めている。
 - 2) 取締役会は、企業統治を一層強化する観点から、実効性ある内部統制システムの構築と会社による全体としての法令・定款遵守の体制の確立に努める。
 - 3) 企業理念、企業行動規範、企業倫理規程等、コンプライアンス体制にかかる規程を役職員が遵守し、自ら定めた高い倫理観を持続しながら企業活動を行うためのコンプライアンス教育・啓発を行う。
 - 4) 内部監査担当による監査と監査等委員による監査を充実させ、内部統制システムの有効性を確保し、課題の早期発見と是正に努める。
 - 5) 法令違反行為等に関する相談又は通報の適正な処理の仕組みを定め、不正行為等の早期発見と是正、通報者の保護を図る。法令上疑義のある行為等について従業員が直接情報提供を行う手段としてホットラインを設置・運営する。
- ⑥当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 1) 当社グループの企業は経営理念を共有しており、取締役及び使用人に対し、当社同様高い倫理観、価値観に基づき誠実に行動するよう求めている。
 - 2) 子会社の経営については、子会社の独立性を尊重しつつ関係会社管理規程に基づき適切な管理を行う。子会社の事業に関して責任を負う取締役を任命し、法令遵守体制、リスク管理体制を構築する権限と責任を与え、本社はこれらを推進し運営管理する。
 - 3) 内部監査部門は、当社グループの企業活動が適法・適正かつ効率的に行われるよう、グループ企業全社について業務の遂行状況及び内部統制の状況について監査する。

4) 監査等委員は、連結経営に対応したグループ全体の監視、監査を実効的かつ適正に行えるよう会計監査人及び内部監査担当と密接に連携する。

⑦監査等委員がその職務の補助をすべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

内部監査部門に所属する使用人は、監査等委員が求めたときは、その指揮命令のもとに監査等委員の職務の補助を行う。

⑧前号の使用人の取締役からの独立性の確保に関する事項

1) 監査等委員の補助業務を担当中の内部監査担当員は、監査等委員の指揮、監督のもと、他の取締役の指揮、監督は受けないものとする。

2) 内部監査担当の人事、組織の変更等については予め監査等委員の同意を必要とする。

⑨当社及び子会社の取締役及び使用人が監査等委員に報告をするための体制その他の監査等委員への報告に関する体制

1) 取締役及び使用人は、取締役会等の重要な会議において随時その担当する職務の執行状況について報告を行う。

2) 取締役及び使用人は、当社グループの事業、組織に重大な影響を及ぼす決定、内部監査の実施状況、コンプライアンス・ホットラインによる通報状況及びその内容については遅滞なく監査等委員会に報告する。

3) 取締役及び使用人は、職務執行に関して重大な法令・定款違反もしくは不正行為の事実又は会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、遅滞なく監査等委員会に報告する。

4) 取締役及び使用人は、監査等委員が事業に関する報告を求めた場合又は監査等委員が業務及び財産の状況を調査する場合、迅速かつ的確に対応し、監査等委員に協力する。

5) 報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、取締役会と監査等委員会との協議により決定する方法による。

⑩監査等委員会及び監査等委員へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制

監査等委員会及び監査等委員へ報告を行った当社グループの取締役及び従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことをいっさい禁止する。

⑪監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項及びその他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 1) 取締役は、監査等委員による監査に協力し、監査にかかる諸費用（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）については監査の実効性を担保するべく予算を措置する。また、前払等の請求がなされた場合は担当部署において審議のうえ、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- 2) 代表取締役は、監査等委員と定期的な会合を持ち、会社運営に関する意見交換及び意思の疎通を図る。また、経営計画会議など業務の適正を確保するうえで重要な会議への監査等委員の出席を確保する。
- 3) 監査等委員会は、監査部の実施する内部監査に係る年次計画について事前に説明を受け、その修正等を求めることができる。また、内部監査の実施状況について適宜報告を受け必要があると認めるときは、追加監査の実施、業務改善策の策定等を求めることができる。
- 4) 監査等委員は、独自に意見形成するため、監査の実施にあたり必要と認めるときは、自らの判断で、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他アドバイザー等の外部専門家との連携を行うことができる。

⑫反社会的勢力排除に向けた体制整備

当社グループの取締役及び従業員は、「ジーエルサイエンスグループ企業行動指針」及び「コンプライアンス規程」を徹底し、市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは断固として対決し、関係を遮断する。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記に掲げた業務の適正を確保するための体制を整備しておりますが、当事業年度（2023年4月1日から2024年3月31日まで）においては、その基本方針に基づき以下の具体的な取り組みを行っております。

①主な会議の開催状況として、取締役会は20回（定例12回、臨時8回）開催され、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役が全てに出席することとしております。その他、監査等委員会は13回（定例12回、臨時1回）、経営計画会議は1回、経営会議は12回、コンプライアンス委員会は研修会を含め2回開催いたしました。

- ②監査等委員は、監査等委員会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役社長及び他の取締役、内部監査部門、会計監査人との間で意見交換会を実施し、情報交換等の緊密な連携を図っております。
- ③内部監査部門は、内部監査計画に基づき、当社の各部門の業務執行及び子会社の業務の監査、内部統制監査及びフォローアップ監査を実施いたしました。
3. 金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制に関する体制
当社グループは、財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制を整備し適切に運用する。

以上の報告は、次により記載しております。

1. 記載金額は、表示単位未満を切り捨て、1株当たりの数値及びその他の数値については四捨五入により表示しております。
2. 平均年齢、平均勤続年数及び各比率は、小数点第2位以下を切り捨てて小数点第1位までを表示しております。

連結貸借対照表

(2024年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	千円		千円
流 動 資 産	16,078,500	流 動 負 債	4,185,776
現金及び預金	3,994,587	電子記録債務	330,761
受取手形	237	買掛金	319,984
電子記録債権	1,543,424	短期借入金	2,037,349
売掛金	3,944,653	リース債務	50,893
製品	608,911	未払法人税等	613,072
仕掛品	2,042,156	賞与引当金	294,651
原材料及び貯蔵品	3,479,495	その他	539,063
その他	467,634	固 定 負 債	2,413,676
貸倒引当金	△2,598	長期借入金	1,877,637
固 定 資 産	9,675,077	リース債務	114,206
有形固定資産	9,098,224	繰延税金負債	143,085
建物及び構築物	3,706,031	退職給付に係る負債	208,425
機械装置及び運搬具	3,505,094	役員退職慰労引当金	44,400
土地	1,351,309	資産除去債務	922
リース資産	136,625	その他	25,000
建設仮勘定	174,951	負 債 合 計	6,599,452
その他	224,212	純 資 産 の 部	
無形固定資産	277,148	株 主 資 本	17,721,329
投資その他の資産	299,704	資本金	829,350
投資有価証券	43,463	資本剰余金	1,015,260
長期貸付金	11,323	利益剰余金	15,917,933
繰延税金資産	67,261	自己株式	△41,215
その他	177,657	その他の包括利益累計額	1,432,795
		その他有価証券評価差額金	3,453
		為替換算調整勘定	1,429,341
資 産 合 計	25,753,577	純 資 産 合 計	19,154,124
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	25,753,577

連結損益計算書

(2023 年 4 月 1 日から
2024 年 3 月 31 日まで)

科 目	金 額	
	千円	千円
売上高		17,065,522
売上原価		11,580,358
売上総利益		5,485,164
販売費及び一般管理費		1,869,465
営業利益		3,615,698
営業外収益		
受取利息	582	
受取配当金	1,070	
補助金収入	116,487	
為替差益	105,341	
その他	26,428	249,910
営業外費用		
支払利息	24,603	
その他	3,000	27,604
経常利益		3,838,004
特別利益		
固定資産売却益	3,041	
国庫補助金受贈益	153,230	156,271
特別損失		
固定資産除却損	19,523	
投資有価証券評価損	5,601	25,125
税金等調整前当期純利益		3,969,150
法人税、住民税及び事業税	1,238,950	
法人税等調整額	727	1,239,677
当期純利益		2,729,472
親会社株主に帰属する当期純利益		2,729,472

連結株主資本等変動計算書

(2023 年 4 月 1 日から
2024 年 3 月 31 日まで)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
	千円	千円	千円	千円	千円
当 期 首 残 高	829,350	1,015,260	13,691,133	△40,931	15,494,812
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当	-	-	△502,672	-	△502,672
親会社株主に帰属 する当期純利益	-	-	2,729,472	-	2,729,472
自己株式の取得	-	-	-	△283	△283
株主資本以外の項目 の 当期変動額（純額）	-	-	-	-	-
当 期 変 動 額 合 計	-	-	2,226,800	△283	2,226,516
当 期 末 残 高	829,350	1,015,260	15,917,933	△41,215	17,721,329

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益 累計額合計	
	千円	千円	千円	千円
当 期 首 残 高	△7,331	1,102,793	1,095,462	16,590,275
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当	-	-	-	△502,672
親会社株主に帰属 する当期純利益	-	-	-	2,729,472
自己株式の取得	-	-	-	△283
株主資本以外の項目 の 当期変動額（純額）	10,785	326,547	337,332	337,332
当 期 変 動 額 合 計	10,785	326,547	337,332	2,563,849
当 期 末 残 高	3,453	1,429,341	1,432,795	19,154,124

連 結 注 記 表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 3社
連結子会社の名称 杭州泰谷諾石英有限公司
 アイシンテック株式会社
 G L T E C H N O A m e r i c a , I n c .

2. 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社決算日

杭州泰谷諾石英有限公司	12月31日
アイシンテック株式会社	3月31日
G L T E C H N O A m e r i c a , I n c .	3月31日

連結子会社である杭州泰谷諾石英有限公司は、連結計算書類の作成に当たっては同決算日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

 その他有価証券

 市場価格のない株式等…時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は以外のもので移動平均法により算定）

 市場価格のない株式等…移動平均法による原価法

②棚卸資産

 通常の販売目的で保有する棚卸資産

 評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

 イ 製品・仕掛品……個別法（ただし、仕掛原材料は移動平均法）

 ロ 原材料・貯蔵品……移動平均法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は定率法を、また、在外連結子会社は当該国の会計基準の規定に基づく定額法を採用しております。

ただし、当社及び国内連結子会社は1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金……………債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率によっており、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金……………従業員の賞与の支給に備えるため、将来支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

③役員退職慰労引当……………当社は、役員（執行役員を含む）の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく連結会計年度末要支給額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社は、半導体製造装置メーカーを主な得意先としており、石英製品・シリコン製品の製造・販売を行っております。

当社及び連結子会社では、主に完成した製品を顧客に供給することを履行義務としており、原則として製品の納入時点において支配が顧客に移転して履行義務が充足されると判断していることから、当該時点において収益を認識しております。国内販売においては出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷した時点で収益を認識し、輸出版売においては顧客と合意した地点に製品が到着した時点で収益を認識しております。

取引価格の算定については、顧客との契約において約束された対価から、値引き額等を控除した金額で算定しております。

これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後、別途定める支払条件により概ね1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

(5) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

①退職給付に係る会計処理の方法

当社は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

②外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外連結子会社の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(会計上の見積りに関する注記)

棚卸資産の評価

(1) 当連結会計年度計上額

棚卸資産（貯蔵品除く） 5,838,807千円

棚卸資産評価損 132,074千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

連結計算書類「注記事項(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等) 3. 会計方針に関する事項 (1)重要な資産の評価基準及び評価方法 ②棚卸資産」に記載のとおり、棚卸資産の貸借対照表価額は、原価法（収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）により算定しております。

②主要な仮定

一定期間以上滞留が認められる棚卸資産については、棚卸資産の収益性が低下したと仮定し、簿価切り下げを実施しております。

③翌年度の連結計算書類に与える影響

将来の半導体市況が見通しより悪化し、棚卸資産の正味売却価額が著しく下落した場合、又は経過年数が増加した場合には、翌連結会計年度の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

(連結貸借対照表関係)

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 10,202,613千円
なお、減価償却累計額には減損損失累計額53,422千円を含んでおります。

(2) 担保に供している資産

建物及び構築物	2,046,189千円
土地	1,012,268千円
計	3,058,458千円

担保資産に対応する債務

短期借入金	310,366千円
長期借入金	403,009千円
計	713,375千円

(3) 過年度に取得した土地のうち国庫補助金等による圧縮記帳額は300,000千円であり、連結貸借対照表計上額はこの圧縮記帳額を控除しております。

(連結株主資本等変動計算書関係)

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式 3,900,000株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年 6月20日 定時株主総会	普通株式	502,672	利益剰余金	130	2023年 3月31日	2023年 6月21日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年 6月21日 定時株主総会	普通株式	502,665	利益剰余金	130	2024年 3月31日	2024年 6月24日

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取り組み方針

当社グループは、資金運用については主に短期的な預金等としており、また、資金調達については金融機関からの借入を基本としております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形、電子記録債権及び売掛金には、顧客の信用リスクがあります。当該リスクに関しては、当社グループの社内規程に従い、与信限度額を定め、期日、残高を定期的に管理しております。また、顧客との取引の状況に応じては、適宜、限度額の見直しを行う体制を採っております。

投資有価証券は主に株式であり、市場価格の変動リスクがありますが、業務上の関係を有する会社の株式であり、時価を定期的に把握し有価証券管理規程に則り適正に管理・評価しております。

営業債務である電子記録債務及び買掛金は1年以内の支払期日であります。

短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であります。長期借入金は営業取引及び設備投資に係る資金調達であります。変動金利での借入金は金利変動リスクを伴うため、長期借入金については固定金利での調達を基本としております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

該当事項はありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
長期借入金	1,877,637	1,845,608	△32,028
負債計	1,877,637	1,845,608	△32,028

(注1) 「現金及び預金」「受取手形」「電子記録債権」「売掛金」「電子記録債務」「買掛金」「短期借入金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
受取手形	237	—	—	—
電子記録債権	1,543,424	—	—	—
売掛金	3,944,653	—	—	—
合計	5,488,314	—	—	—

(注3) 短期借入金及び長期借入金の連結決算日後の返済予定額

区 分	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)
短期借入金	2,037,349	—	—	—	—
長期借入金	—	437,679	391,984	323,712	323,712
合計	2,037,349	437,679	391,984	323,712	323,712

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	1,845,608	—	1,845,608
負債計	—	1,845,608	—	1,845,608

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報
事業別に分解した収益の情報は以下のとおりです。

(単位：千円)

	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
半導体事業	
石英製品	14,477,516
シリコン製品	2,414,689
その他	173,315
顧客との契約から生じる収益	17,065,522
その他の収益	—
外部顧客への売上高	17,065,522

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報
収益を理解するための基礎となる情報は、「(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等) 3. 会計方針に関する事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

当社グループの顧客との契約から生じる債権は、受取手形、電子記録債権、売掛金であります。

契約資産の当連結会計年度末における残高はありません。

契約負債の当連結会計年度末における残高は軽微であります。なお、契約負債は、連結貸借対照表上の流動負債のその他に含めております。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額	4,953円67銭
2. 1株当たり当期純利益	705円89銭

(重要な後発事象)

(当社とジーエルサイエンス株式会社の株式移転による経営統合及び持株会社体制への移行について)

当社及びジーエルサイエンス株式会社(以下「ジーエルサイエンス」といいます。)は、2024年5月10日に開催した取締役会にて、共同株式移転(以下「本株式移転」といいます。)の方法により2024年10月1日(以下「効力発生日」といいます。)(予定)をもって、両社の完全親会社となるジーエルテクノホールディングス株式会社(以下「共同持株会社」といいます。)を設立し経営統合を行うこと(以下「本経営統合」といいます。)について決議し、両社間で経営統合契約書を締結するとともに、本株式移転に関する株式移転計画(以下、「本株式移転計画」といいます。)を共同で作成いたしました。

1. 本経営統合の目的

多様な販売先を有し、マクロトレンドに左右されにくく、グループの収益を安定的に支える強固な事業基盤を有するジーエルサイエンスと、今後更に高い市場の成長が期待され、ニッチな領域で地位を確立している当社を中核とする企業グループとして、両社それぞれ及びグループ全体が更なる飛躍を遂げ、企業価値の向上を実現してまいります。具体的には、本経営統合により、以下の施策・効果を実現することができると考えております。

(1) グループ戦略機能の強化と経営資源配分の最適化による成長機会の捕捉

両社を取り巻く環境は刻一刻と変化している中、今後の持続的な企業価値向上を実現していくにあたっては、グループ全体における経営資源配分の最適化が重要と考えております。従前から両社が独立した立場でそれぞれ意思決定をしており、また、上記のとおり安定的な事業基盤を持つジーエルサイエンスと、シリコンサイクルによる景気循環の影響を受ける当社という構造から、グループ全体としての成長に向けた投資、最適な資源配分に関して改善の余地があったと認識しております。本経営統合により、両社の事業上の特徴を踏まえたグループ全体の成長を実現する経営資源配分が可能となり、成長分野に対して積極的な投資が可能になると考えております。

(2) 管理機能の集約等による経営効率の向上

本経営統合を通じて、両社が共同持株会社の傘下に並列で位置付けられることで、これまで実現し得なかった人事交流、多様な人材登用やキャリア形成の機会の提供、経営理念の更なる浸透が図られ、グループ全体として適材適所の人員配置が可能になるとともに、両社に共通する機能を共同持株会社に集約することで、業務の効率化と品質向上を実現できると考えております。

(3) 各利害関係者に対する提供価値の最大化と意思決定の迅速化

グループ戦略機能を持つ共同持株会社のもと、両社がシナジーを発揮し、グループ全体の成長のために邁進することで、株主、取引先、従業員をはじめとする利害関係者に対して提供価値の最大化を図ってまいります。

なお、構造的に利益相反の問題が生じ得る親子上場問題に関しては、コーポレート・ガバナンス上の課題としてこれまでも議論してまいりましたが、両社の経営資源の相互活用については、ジーエルサイエンスと当社少数株主との利益相反の懸念、当社の独立性確保の観点から、迅速かつ円滑にその推進を行うことに今後一定の制約や限界が発生するリスクが存在し得ると認識しております。本経営統合を通じて、共同持株会社にグループ全体の経営戦略の策定機能を持たせることで、経営戦略の策定と事業の執行を分離することとあわせて、当社及びジーエルサイエンスに事業に関する意思決定権限を委譲するとともにグループ内外の利害関係を一致させることで、迅速な意思決定とグループとしての経営資源の共有によるシナジー効果を追求できる体制を構築していくことが可能であると考えております。

2. 持株会社体制への移行の要旨

(1) 本株式移転のスケジュール

経営統合に関する基本合意書承認取締役会（両社）	2024年2月9日（金）
経営統合に関する基本合意書締結（両社）	2024年2月9日（金）
定時株主総会基準日（両社）	2024年3月31日（日）
経営統合契約書及び株式移転計画承認取締役会決議（両社）	2024年5月10日（金）
経営統合契約書締結及び株式移転計画作成（両社）	2024年5月10日（金）
株式移転計画承認定時株主総会（当社）	2024年6月21日（金）（予定）
株式移転計画承認定時株主総会（ジーエルサイエンス）	2024年6月25日（火）（予定）
東京証券取引所最終売買日（両社）	2024年9月26日（木）（予定）
東京証券取引所上場廃止日（両社）	2024年9月27日（金）（予定）
統合予定日（共同持株会社設立登記日）	2024年10月1日（火）（予定）
共同持株会社株式上場日	2024年10月1日（火）（予定）

（注）上記は現時点での予定であり、本経営統合及び本株式移転の手續の進行上の必要性その他事由により必要な場合には、両社による協議の上、日程を変更することがあります。

(2) 本株式移転の方式

当社及びジーエルサイエンスが、両社を株式移転完全子会社、新たに設立する共同持株会社を株式移転設立完全親会社とする共同株式移転となります。

(3) 本株式移転に係る割当ての内容

	ジーエルサイエンス	当社
株式移転比率	1.00	2.10

（注1）本株式移転に係る株式の割当ての詳細

ジーエルサイエンスの普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式1株を、当社の普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式2.10株を、それぞれ割当て交付する予定です。なお、本株式移転により、両社の株主に交付しなければならない共同持株会社の普通株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条その他関連法令の規定に従い、当該株主に対し1株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いいたします。ただし、上記株式移転比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社協議の上、変更することがあります。

(注2) 共同持株会社が交付する新株式数(予定)

普通株式: 18,379,715株

上記は、ジーエルサイエンスの発行済株式総数11,190,000株(2024年3月31日時点)、当社の発行済株式総数3,900,000株(2024年3月31日時点)に基づいて算出しております。なお、当社及びジーエルサイエンスは、それぞれ、本株式移転の効力発生までに、現時点で保有し又は今後新たに取得する自己株式のうち実務上消却可能な範囲の株式を消却することを予定しているため、当社及びジーエルサイエンスが2024年3月31日時点でそれぞれ保有する自己株式(ジーエルサイエンス: 930,260株、当社: 33,345株)については共同持株会社の株式の割当てがなされることは予定しておりません。ただし、本株式移転の効力発生日までに実際に消却される自己株式数は現状において未確定であるため、共同持株会社が発行する上記新株式数は変動することがあります。

(注3) 単元未満株式の取扱い等について

共同持株会社の単元株式数は、100株といたします。

なお、本株式移転により1単元(100株)未満の共同持株会社の株式の割当てを受ける両社の株主の皆様につきましては、かかる割当てを受けた株式を東京証券取引所その他の金融商品取引所において売却することはできませんが、そのような単元未満株式を保有することとなる株主の皆様は、会社法第192条第1項の規定に基づき、共同持株会社に対し、自己の保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。また、共同持株会社の定款において、共同持株会社に対し、自己の保有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる旨の規定を設ける予定であるため、会社法第194条第1項及び定款の規定に基づき、共同持株会社に対し、自己の保有する単元未満株式の数と併せて1単元となる数の株式を売り渡すことを請求することも可能です。

(4) 本株式移転に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

当社及びジーエルサイエンスは、新株予約権及び新株予約権付社債を発行しておりません。

(5) 上場廃止となる見込み及び共同持株会社の上場申請等に関する取扱い

当社及びジーエルサイエンスは、新たに設立する共同持株会社の株式について、東京証券取引所にテクニカル上場を行う予定であります。上場日は、2024年10月1日を予定しております。また、当社及びジーエルサイエンスは本株式移転により共同持株会社の完全子会社となりますので、共同持株会社の上場に先立ち、2024年9月27日にそれぞれ東京証券取引所を上場廃止となる予定であります。なお、上場廃止の期日につきましては、東京証券取引所の各規則により決定されます。

3. 実施される会計処理の概要

本株式移転に伴う会計処理は、企業結合に関する会計基準における「共通支配下の取引等」に該当する見込みですが、詳細な会計処理については現時点において未定であります。

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	千円		千円
流 動 資 産	12,373,139	流 動 負 債	3,975,392
現金及び預金	2,445,751	電子記録債	330,761
受取手形	237	買掛金	549,812
電子記録債	1,504,857	短期借入金	1,550,000
売掛金	3,351,243	1年内返済予定の長期借入金	426,801
製品	628,413	リース債	34,686
仕掛品	1,501,072	未払金	106,727
原材料及び貯蔵品	1,933,027	未払費用	228,218
前渡金	360,285	未払法人税等	460,155
未収入金	233,559	預り金	26,840
関係会社短期貸付金	400,000	賞与引当金	259,251
その他	14,690	その他	2,138
固 定 資 産	8,583,272	固 定 負 債	1,804,846
有形固定資産	4,311,089	長期借入金	1,468,649
建築物	1,505,277	リース債	82,449
機械装置	28,737	退職給付引当金	208,425
車両運搬具	1,140,798	役員退職慰労引当金	44,400
器具備品	3,642	資産除去債	922
土地	118,348	負債合計	5,780,238
リース資産	1,287,902		
建設仮勘定	108,215	純 資 産 の 部	
無形固定資産	118,166	株 主 資 本	15,172,719
ソフトウェア	19,862	資本金	829,350
投資その他の資産	19,862	資本剰余金	1,015,260
投資有価証券	4,252,321	資本準備金	1,015,260
関係会社株式	43,463	利益剰余金	13,369,323
関係会社出資金	510,400	利益準備金	161,637
従業員に対する長期貸付金	2,609,262	その他利益剰余金	13,207,685
関係会社長期貸付金	11,323	別途積立金	3,750,000
保険積立金	680,282	繰越利益剰余金	9,457,685
繰延税金資産	145,202	自己株式	△41,215
その他	231,891	評価・換算差額等	3,453
	20,496	その他有価証券評価差額金	3,453
資 産 合 計	20,956,412	純 資 産 合 計	15,176,173
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	20,956,412

損益計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

科 目	金 額	
	千円	千円
売上高		14,808,945
売上原価		10,770,603
売上総利益		4,038,341
販売費及び一般管理費		1,369,247
営業利益		2,669,094
営業外収益		
受取利息	4,909	
受取配当金	310,252	
受取ロイヤリティ	133,120	
為替差益	99,931	
その他	20,577	568,791
営業外費用		
支払利息	19,620	
その他	1,559	21,180
経常利益		3,216,706
特別利益		
固定資産売却益	118	118
特別損失		
固定資産除却損	8,670	
投資有価証券評価損	5,601	14,272
税引前当期純利益		3,202,551
法人税、住民税及び事業税	922,105	
法人税等調整額	△35,168	886,937
当期純利益		2,315,614

株主資本等変動計算書

(2023 年 4 月 1 日から
2024 年 3 月 31 日まで)

	株 主 資 本		
	資 本 金	資 本 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計
	千円	千円	千円
当 期 首 残 高	829,350	1,015,260	1,015,260
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当	-	-	-
当 期 純 利 益	-	-	-
自 己 株 式 の 取 得	-	-	-
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	-	-	-
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-
当 期 末 残 高	829,350	1,015,260	1,015,260

	株 主 資 本		
	利 益 剰 余 金		
	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金	
		別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金
	千円	千円	千円
当 期 首 残 高	161,637	3,750,000	7,644,744
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当	-	-	△502,672
当 期 純 利 益	-	-	2,315,614
自 己 株 式 の 取 得	-	-	-
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	-	-	-
当 期 変 動 額 合 計	-	-	1,812,941
当 期 末 残 高	161,637	3,750,000	9,457,685

	株 主 資 本		
	利益剰余金合計	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	千円 11,556,381	千円 △40,931	千円 13,360,061
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当	△502,672	—	△502,672
当 期 純 利 益	2,315,614	—	2,315,614
自 己 株 式 の 取 得	—	△283	△283
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	—	—	—
当 期 変 動 額 合 計	1,812,941	△283	1,812,658
当 期 末 残 高	13,369,323	△41,215	15,172,719

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高	千円 △7,331	千円 △7,331	千円 13,352,729
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当	—	—	△502,672
当 期 純 利 益	—	—	2,315,614
自 己 株 式 の 取 得	—	—	△283
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	10,785	10,785	10,785
当 期 変 動 額 合 計	10,785	10,785	1,823,443
当 期 末 残 高	3,453	3,453	15,176,173

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

 その他有価証券

 市場価格のない株式等…時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は以外のもので移動平均法により算定）

 市場価格のない株式等…移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産

 通常の販売目的で保有する棚卸資産

 評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

 ①製品・仕掛品……個別法（ただし、仕掛原材料は移動平均法）

 ②原材料・貯蔵品…移動平均法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

 定率法

 なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

 ただし、1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

 定額法

 なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

 リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率によっており、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金 従業員の賞与の支給に備えるため、将来支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。
- (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
- (4) 役員退職慰労引当金 役員（執行役員を含む）の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

4. 重要な収益及び費用の計上基準

当社は、半導体製造装置メーカーを主な得意先としており、石英製品・シリコン製品の製造・販売を行っております。

当社では、主に完成した製品を顧客に供給することを履行義務としており、原則として製品の納入時点において支配が顧客に移転して履行義務が充足されると判断していることから、当該時点において収益を認識しております。国内販売においては出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷した時点で収益を認識し、輸出販売においては顧客と合意した地点に製品が到着した時点で収益を認識しております。

取引価格の算定については、顧客との契約において約束された対価から、値引き額等を控除した金額で算定しております。

これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後、別途定める支払条件により概ね1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(会計上の見積りに関する注記)

棚卸資産の評価

(1) 当事業年度計上額

棚卸資産 (貯蔵品除く)	3,980,711千円
棚卸資産評価損	81,906千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結計算書類「連結注記表 (会計上の見積りに関する注記) (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(貸借対照表関係)

1. 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	597,563千円
長期金銭債権	680,282千円
短期金銭債務	366,967千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 5,942,776千円

なお、減価償却累計額には減損損失累計額53,422千円を含んでおります。

3. 担保に供している資産

建物	1,466,203千円
構築物	27,070千円
土地	948,862千円
計	2,442,136千円

担保資産に対応する債務

短期借入金	250,000千円
1年内返済予定 の長期借入金	8,370千円
計	258,370千円

4. 過年度に取得した土地のうち国庫補助金等による圧縮記帳額は300,000千円であり、貸借対照表計上額はこの圧縮記帳額を控除しております。

(損益計算書関係)

関係会社との取引高

売 上 高	75,878千円
仕 入 高	3,965,350千円
外 注 加 工 費	472,776千円
材 料 有 償 支 給 高	1,720,883千円
そ の 他	3,917千円
営業取引以外の取引高	
受 取 利 息	4,631千円
受 取 配 当 金	309,182千円
受取ロイヤリティ	133,120千円
そ の 他	5,568千円

(株主資本等変動計算書関係)

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数
普通株式

33,345株

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	83,468千円
棚卸資産評価損	35,842千円
未払事業税	23,767千円
減損損失	32,483千円
投資有価証券評価損	1,708千円
退職給付引当金	63,569千円
役員退職慰労引当金	13,542千円
その他	24,129千円
繰延税金資産小計	278,511千円
評価性引当額	△46,620千円
繰延税金資産合計	231,891千円
繰延税金資産純額	231,891千円

(関連当事者との取引)
子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
子会社	杭州泰谷諾石英有限公司	所有 直接100%	材料支給	有償支給 (注1)	1,720,883	未収入金	180,259
			技術支援 契約の締結	ロイヤリティ の受取 (注2)	132,344		
			資金の貸付	資金の貸付 (注3)	400,000	関係会社 短期貸付金	400,000
					—	関係会社 長期貸付金	650,000
			製品及び 原材料購入	仕入 (注4)	3,965,350	買掛金	325,512

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 当社が購入した原材料を購入価格で支給しております。

(注2) ロイヤリティの受取は当社が提示した料率に対象となる売上高を掛けて計算しております。

(注3) 市場金利を勘案して利率を決定しております。

(注4) 市場実勢価格を勘案し、発注価格を決定しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結計算書類「連結注記表（収益認識関係）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(1株当たり情報)

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 3,924円88銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 598円86銭 |

(重要な後発事象)

(当社とジーエルサイエンス株式会社の株式移転による経営統合及び持株会社体制への移行について)

連結注記表の(重要な後発事象)に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年5月21日

テクノクオーツ株式会社
取締役会 御中

監査法人A&Aパートナーズ

東京都中央区

指 定 社 員 公認会計士 村 田 征 仁
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 伊 藤 宏 美
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、テクノクオーツ株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、テクノクオーツ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社及びジーエルサイエンス株式会社は、2024年5月10日に開催した取締役会にて、共同株式移転の方法により2024年10月1日をもって、共同持株会社を設立し経営統合を行うことについて決議し、経営統合契約書を締結するとともに、株式移転計画を共同で作成した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年5月21日

テクノクオーツ株式会社
取締役会 御中

監査法人A&Aパートナーズ

東京都中央区

指 定 社 員 公認会計士 村 田 征 仁
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 伊 藤 宏 美
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、テクノクオーツ株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第48期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社及びジーエルサイエンス株式会社は、2024年5月10日に開催した取締役会にて、共同株式移転の方法により2024年10月1日をもって、共同持株会社を設立し経営統合を行うことについて決議し、経営統合契約書を締結するとともに、株式移転計画を共同で作成した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書

監査報告書

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第48期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、会社の内部統制部門である監査部と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類を閲覧し、本社、営業所及び工場に関して業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、定期的に事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人A&Aパートナーズの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人A&Aパートナーズの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月22日

テクノクーツ株式会社 監査等委員会

監査等委員 石川 和 弥 ㊟
(常 勤)

監査等委員 谷 口 茂 樹 ㊟

監査等委員 森 田 岳 人 ㊟

(注) 監査等委員石川和弥、谷口茂樹及び森田岳人は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上